



中国との社会保障協定の発効について

第 255 回

駒井さん：みらい先生、こんにちは。この度、中国の深セン支店に 3 年間赴任する事になりました。活力のある都市なのでとても楽しみです。

みらい：お久しぶりです。それはたのしみですね。中国といえば、令和元年の 9 月から社会保障協定が発効されましたね。

駒井さん：その社会保障協定とはどのようなものでしょうか。

みらい：加入すべき社会保険制度を二国間で調整し、両国の年金制度への加入期間を通算するために締結している協定です。また、この協定の規定では、派遣期間が 5 年以内の方は原則、派遣元国の年金制度にのみ加入することとなります。

駒井さん：そうなのですか。どうしてこの協定が必要なのですか。

みらい：そもそも海外で働く場合、働いている国の社会保障制度に加入をする必要があり、日本の社会保障制度との保険料と二重に負担しなければならない場合があります。また、日本や海外の年金を受けとるためには、一定の期間その国の年金に加入しなければならないケースがあるため、その国で負担した年金保険料が年金受給につながる場合があるというのが社会保障協定を締結する背景です。

駒井さん：では中国とも協定が発効されたということは、私は日本の社会保険に加入したまま中国の保険には加入しなくてもよいのですか。

みらい：そうですね。駒井さんの場合、赴任期間が 5 年以内ですので必要な手続きを行い、日本の社会保険に加入している証明の「適用証明書」の交付を受ける事により中国の年金制度（被用者基本老齢保険）の加入が免除されます。

駒井さん：必要な手続きとはどのような手続きですか。

みらい：まず、会社から年金事務所に「適用証明書交付申請書」を提出します。審査の結果、申請が認められた場合に適用証明書を交付されます。

駒井さん：わかりました。会社に確認してみます。

また、赴任の期間が延長になった場合はどうしたらいいですか。

みらい：派遣期間が 5 年を超える場合、原則として中国の制度のみに加入となりますが、特段の事情（予定した期間で仕事が終わらない、代わりの人がいない等）がある場合に、申請に基づき両国で合意したときには、引き続き日本の年金制度のみに加入することができます。ただし、その延長期間は原則として 5 年を超えないこととされています。特段の事情（予定した期間で仕事が終わらない、代わりの人がいない等）がある場合には、派遣期間が合計 10 年を超える場合でも、申請に基づき、両国で合意したときには、さらに引き続き日本の年金制度のみに加入することができます。

駒井さん：ありがとうございます。安心しました。ところで、令和元年 9 月から発効とのことですが、それ以前に中国へ赴任されている方はどうなりますか。

みらい：協定発効日より前から中国へ派遣されている方は、協定発効日に中国へ派遣されたものとして取り扱われます。協定発効日から 5 年間は日本の年金制度のみに加入し、中国の年金制度の加入は免除されます。この場合、速やかに年金事務所（郵送の場合は事務センターも含む）に適用証明書の交付申請を行ってくださいね。日本年金機構から交付された適用証明書は、中国の事業所を通じ、事業所を所管する中国の社会保険料徴収機関に原本を提出の上、中国の法令に従って、中国制度の適用免除の手続きを行います。

駒井さん：9 月より前に赴任されている方にお伝えします。みらい先生、色々教えていただきありがとうございました。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都千代田区・国内 9 拠点)

現地法人：中国（北京・上海・深セン）・マレーシア（KL）・ベトナム（ホーチミン）・シンガポール・タイ（バンコク）

JapanDesk：米国（LA）・中国（大連）・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア

URL：http://www.miraic.jp/